

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年12月6日 17時30分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間 ^{のま} 埼北方沖 野間埼灯台から真方位337° 1.19海里付近 (概位 北緯34°46.5′ 東経136°50.1′)
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{サト} Satoは、北西進中、のり養殖施設の固定用ロープがプロペラに絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Sato、5トン未満（長さ8.44m）
船舶番号、船舶所有者等	253-6281三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日没時刻：16時42分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せて機走中、機関に不具合が生じたので、12時00分ごろ美浜町富具^{ふぐきまき}崎港に入港したものの、漁業者から岸壁を空けるよう言われ、機関を低回転で使用した機帆走により三重県四日市港へ戻ることとし、17時00分ごろ出港した。</p> <p>船長は、中部国際空港南端の灯火の西側を目指して北西進するよう指示して友人に操船を任せ、機関室で機関を点検していたところ、本船はのり養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入し、本件施設の固定用ロープがプロペラに絡んで運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁及び養殖施設所有者へ通報し、要請を受けて来援した作業船によって引き出された。</p> <p>船長は、富具崎港への入港時、野間埼北方沖に設置された本件施設を見ていたが、四日市港に向けて北西進する際、中部国際空港南端の灯火と富具崎港を結ぶ線よりも西側を航行すれば、本件施設が設置された海域を避けることができると思っていた。</p> <p>本船は、GPSプロッターを搭載していなかった。</p>
分析	本船は、北西進中、船長が、本件施設の詳細な位置を知らない状態で航行し、本件施設に向かって進行したことから、本件施設に進入して本件施設の固定用ロープがプロペラに絡み、運航不能となったもの

	と考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が北西進中、船長が、本件施設の詳細な位置を知らない状態で航行し、本件施設に向かって進行したため、本件施設に進入して本件施設の固定用ロープがプロペラに絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、養殖施設等が設置された海域を航行する場合、事前に同施設の正確な位置を把握するとともに、船位を表示する航海機器を備えること。また、同施設を示す標識等に注意して航行するとともに十分に迂回すること。